

## アトピー性脊髄炎患者会 StepS 規約

### 第1条 (名称)

この会は「アトピー性脊髄炎患者会 StepS」と称する。

### 第2条 (目的)

アトピー性脊髄炎 (Atopic Myelitis) 患者ならびに家族同士が連携して活動し、様々な情報を知ることで積極的に生活の質の向上を目指す。

医療機関、研究者との情報交換を行うことで、最新の医療情報を収集し、また研究活動の促進を目指す。

アトピー性脊髄炎に関する情報を発信することで、社会の理解を得ることを目指す。

### 第3条 (活動)

患者及びその家族を中心にした相互交流を通じ、役立つ情報の交流・交換を行う。

医療機関、研究者との交流を通じ、知識の収集及び会員に対する情報発信を行う。

医療関係者の研究活動に対する情報発信や協力を行う。

その他前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

### 第4条 (会員)

アトピー性脊髄炎患者及びその家族 (正会員)

この会の趣旨に賛同し、会が参加を認めたもの (賛助会員)

### 第5条 (除名)

以下に類する事実が認められた場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の規約または目的・趣旨に反した活動を行った場合
- (2) 本会または会員の名誉を毀損した場合
- (3) 本会及び会員の個人情報を、本会及び当該個人の下承なく他に漏らした場合
- (4) その他、本会ならびに会員の不利益となる行為を行った場合

### 第6条 (役員)

代表1名、副代表1名、会計1名、事務長1名、監事1名、その他世話人若干名とする。

役員任期は当該年度の総会から翌年度の総会までとし、再選を妨げない。

### 第7条 (経費)

会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、事業収入による。

## 第8条（会費）

会員の種類により、次のように定める。

会員会費	年額 0円
個人賛助会員会費	年額 0円
団体賛助会員会費（1口）	年額 0円

## 第9条（役員会）

会務の執行は役員で構成する役員会が行う。

代表が必要と認めたとき、他の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

代表は、必要に応じ、役員会を招集することが出来る。

## 第10条（役員会の役割）

役員会では、次の事項を審議する。

- （1） 総会に付すべき事項
- （2） 本会の事務に必要な事項
- （3） その他必要と認める事項

## 第11条（総会）

年1回の定時総会を開催する。また、代表が必要と認めた場合には臨時総会を招集することができる。

正会員の3分の1以上の要求があるとき、または役員会の要求があるとき臨時総会を開くことができる。

総会には議長を置く。

総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席に代えることができる。

総会において議決権を有するのは正会員のみとし、総会は出席者全員の過半数をもって議決する。賛否同数の時は議長がこれを決定する。

賛助会員はオブザーバーとして出席し、意見を述べることができるが、議決権はないものとする。

代表が必要と認めたとき、他の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

## 第12条（総会の役割）

総会では次の事項を審議する。

- （1） 事業計画および事業報告
- （2） 収支予算および収支決算

- (3) 会則およびその他関連する規定の改正
- (4) 役員承認
- (5) その他本会に関する重要な事項

#### 第13条(会計年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第14条(細則)

この会則に定めるほか、本会の運営に関し、必要な事項は役員会において定める。

#### (附則)

この規約は、平成 21 年 6 月 10 日をもって発効する。

本規約の変更は総会の議決をもってする。